

伊丹市立児童クラブ長期休業期間昼食提供事業
に係る公募型プロポーザル実施要領

令和6年(2024年)4月19日

伊丹市教育委員会事務局
こども未来部こども室次世代育成課

1. 業務概要

(1) 業務事業名

放課後児童くらぶ管理運営事業（長期休業期間における児童くらぶ昼食提供事業）

(2) 目的

現在、伊丹市立児童くらぶにおける長期休業期間中等の一日保育の際は、自宅から弁当を持参している。児童くらぶを利用している保護者の就労と育児の両立を支援するため、昼食提供事業を実施し、保護者の負担軽減を図るとともに、より一層の子育て支援を推進するもの。

(3) 業務内容（別添「伊丹市立児童くらぶ長期休業期間昼食提供事業仕様書」のとおり）

【概要】

- ・長期休業期間中の児童くらぶで、希望者に対し昼食提供を行う。
- ・対象児童くらぶ 17 小学校 38 教室、希望する児童及び児童支援員 約 950 食

(4) 契約期間及び履行期間

契約締結日から令和 6 年（2024 年）9 月 30 日まで

※ 契約締結日から令和 6 年（2024 年）7 月 21 日までは、準備期間とする。

※ 業務の履行期間は、令和 6 年（2024 年）7 月 22 日から 8 月 27 日までの全 22 日間とする。

（ただし、土曜・日曜・祝日及び 8 月 13 日から 16 日は除く）

2. 提案上限価格

15,658,500 円（消費税及び地方消費税相当額を含まない）

- ・食材料費及び経費（配送経費や事務作業費等）を合計した金額とする。
- ・別添の【様式 3】により、企画提案書と合わせて提出すること。
- ・提案上限価格は、企画内容の規模を示すもので、契約価格ではないことに留意すること。
- ・提案の際は、提案上限価格以内で「食材料費」と「経費」に分けて提案すること。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者とする。

- (1) 会社更生法第 17 条に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (2) 民事再生法第 21 条第 1 項に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (3) 破産法第 18 条第 1 項若しくは第 19 条に基づく破産の申し立てがなされていないこと。
- (4) 伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 伊丹市暴力団排除条例（平成 24 年伊丹市条例第 4 号）第 2 条に指定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しないと認められること。

4. スケジュール（予定）

公示	令和 6 年（2024 年）4 月 19 日（金）
質問受付締切	令和 6 年（2024 年）5 月 2 日（木）午後 5 時まで
質問回答	令和 6 年（2024 年）5 月 14 日（火）
企画提案の参加受付締切	令和 6 年（2024 年）5 月 17 日（金）

企画提案書等受付締切	令和 6 年(2024 年)5 月 24 日(金)午後 5 時まで
プレゼンテーション	令和 6 年(2024 年)5 月 30 日(木)または 31 日(金)
審査結果通知	令和 6 年(2024 年)6 月 5 日(水)
契約締結(予定)	令和 6 年(2024 年)6 月 10 日(月)

5. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和 6 年(2024 年)5 月 2 日(木)午後 5 時まで
- (2) 提出方法 別添の【様式 1】により、電子メールにて提出すること。
※電話にて質問書の提出を連絡すること。
- (3) 回答予定日 令和 6 年(2024 年)5 月 14 日(火)
- (4) 回答方法 質問と回答については、質問者の社名等を伏せた形で参加事業者全員に電子メールにて内容を通知する。

6. 企画提案の参加について

郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法をとること。

- (1) 提出書類 原本 1 部(参加届【様式 2】)
- (2) 提出期限等
- 提出期限： 令和 6 年(2024 年)5 月 17 日(金)
- 提出方法： 持参又は郵送又は電子メールによること。
- 提出場所： 伊丹市教育委員会事務局こども未来部こども室次世代育成課
伊丹市役所庁舎 2 階(D-43)

7. 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類：原本 1 部、副本 6 部
- ① 会社概要(様式任意)
- ② 企画提案書(様式任意)※
- ③ 価格見積書及び内訳書(様式任意)
- ④ 業務実績調書 類似業務の実績調書(様式任意)
- ⑤ 納税証明書(その 3)※未納の税額がないことの証明「法人税」及び「消費税及地方消費税」
※②企画提案書には、当該事業継続性(喫食率維持のための工夫)を具体的に記すこと。
- (2) 提出期限等
- 提出日： 令和 6 年(2024 年)5 月 24 日(金)午後 5 時まで
- 提出方法： 郵送又は持参によること。
※郵送の場合は、令和 6 年(2024 年)5 月 24 日(金)までの消印有効とする。
※持参の場合は土、日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。
- 提出場所： 伊丹市教育委員会事務局こども未来部こども室次世代育成課
伊丹市役所庁舎 2 階(D-43) 〒664-8503 伊丹市千僧 1 丁目 1 番地
電話： 072-784-8079(直通)

8. 審査方法

(1) プロポーザルの審査

提出された企画提案書等の書類の審査及び企画提案内容等について、下記9の①～④で示す審査基準に基づいて採点した結果、最も高い評価を得た者を優先受託候補者、次点の者を次点受託候補者として選定する。

(2) 実施日程等

① 実施日	令和6年(2024年)5月30日(木)又は31日(金)
② 出席人数	4名まで
③ 実施方法	・プレゼンテーションは、パワーポイント等を用いて30分以内とする。 ・プロジェクター及びスクリーンは市が用意するが、パソコン及びケーブル等は参加事業者が準備すること。 ・プレゼンテーションで使用する資料は、提出書類(企画提案書等)に記載した内容に基づくものとし、新たな内容の資料提示は認めない。 ・試食に関する費用については参加事業者が負担し、配膳等に係る準備は参加事業者が行うこと。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、審査後、速やかに各提案事業者宛に通知予定。

9. 審査基準及び配点

①業務実績	15点/100点
②企画提案内容評価(衛生管理、人的配置、危機管理等)	55点/100点
③価格評価	20点/100点
④試食	10点/100点

10. 失格事項

本プロポーザルの提案事業者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき
- (2) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき
- (3) 企画提案書等の提出期限後に価格見積書の金額を訂正したとき
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき
- (5) プロポーザルの手続きの過程で、前記3の(2)又は(3)の規定に抵触することが明らかとなったとき
- (6) 正当な理由がなくプレゼンテーション当日に欠席したとき
- (7) ヒアリング等に出席しなかったとき
- (8) 価格見積書の金額が、前記2.に示した価格(提案上限価格)を超過しているとき
- (9) 9.に基づき審査した結果、その得点が50点に満たなかったとき

11. 契約

- (1) プロポーザル手続きにおいて選定された受託候補者と伊丹市の間で速やかに選定後の提案内容を確認する場を設け、実現方法について、精査した結果提出された提案書・価格及び提案上限価格の範囲内で妥当と認められる場合は、両者協議の上、提案内容の追加・変更及び削除を行い、本契約を行うものとする。また、受託候補者と協議が整わない場合は、市は次点受託候補者と協議を行うこととする。なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。
- (2) 選定された受託候補者の提案において虚偽の記載、不正及び違反が認められた場合は、当該事業者に対する本選考結果は無効とし、次点受託候補者と交渉を行うこととする。
- (3) 本実施要領、仕様書の定めのほか、本事業に必要な事項については本契約締結後、別途協議を行うものとする

12. その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返還しない。
- (4) プロポーザル以外の用途には提出者に無断で使用しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 受託候補者は、提出書類及びプロポーザル審査で利用した資料を電子納品すること。また、プロポーザル審査については、録音・録画等実施することを許容すること。
- (7) 食品衛生責任者、配送業務責任者は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、市と協議のうえ決定するものとする。
- (8) 伊丹市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。
- (9) 本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、契約締結後の公開とする。

13. 担当部署（問い合わせ先）

伊丹市教育委員会事務局 子ども未来部 子ども室 次世代育成課 担当：福地、竹中

〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地

TEL 072-784-8079（直通）

FAX 072-780-3527

e-mail: kosodate@city.itami.lg.jp

(参考)

価格評価については、以下の算定式で計算する(小数第三位を四捨五入)。

$$\text{価格点} = \text{配分点} \times (1 - \text{見積価格} \div \text{提案上限価格})$$